

被保険者のしおり（介護保障特約(18)付団体信用生命保険）

この「被保険者のしおり」は、株式会社UI銀行の介護保障保険付住宅ローン等のお申込みにあたり、上記保険をお申込みいただいた方のために保障内容をご説明するしおりです。

保険のご加入をお断りした場合、あるいはご契約予定の介護保障保険付ローンが成立しなかった場合は、上記保険の被保険者とはなりませんのであらかじめご了承ください。

ぜひご一読され、ご家族の方にもこの保険の内容についてあらかじめご説明ください。

1. この保険の概要

この保険は、「団体信用生命保険」（以下、「主契約」）に「団体信用生命保険介護保障特約(18)」（以下、「特約」）をセットした保険（以下、「介護保障特約(18)付団体信用生命保険」）で、株式会社UI銀行を保険契約者とし、介護保障保険付ローンをお借入れになるお客様を被保険者としています。保険料は契約者である株式会社UI銀行が負担します。

また、保険会社は死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金の支払事由に該当した場合、その時点での借入残高相当額を保険金として保険金受取人である株式会社UI銀行に支払い、債務の弁済に充当します。

2. 主な保険用語のご説明

保 険 契 約 者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上の権利と義務を有する人のことをいいます。この保険では株式会社UI銀行となります。
被 保 険 者	保険の対象となる人のことをいいます。この保険では株式会社UI銀行のローン利用者となられた方で、保険加入を希望され、その申込書により、保険会社から承諾を得られた方をいいます。
保 険 金 受 取 人	保険金を受け取る人のことをいいます。この保険では株式会社UI銀行となります。
保 険 会 社	太陽生命保険株式会社のことです。
保 険 料	保険契約者からお申込みいただくお金のことをいいます。
保 険 金	被保険者が保険会社所定の支払事由に該当した場合に、お支払いするお金のことをいいます。
責 任 開 始 日	申込まれた契約の保障を開始する日を責任開始日といいます。
告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	保険契約者と被保険者は新たにご加入の申込みをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など保険会社がお尋ねする事項について保険会社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。保険会社がお尋ねした事項について故意または重大な過失により事実がありながら報告がされていなかったり、事実を曲げて報告された場合などは、「告知義務違反」となり保険会社はその被保険者に関する契約を解除することができます。

3. 保障の開始時期について

保険会社は、「加入申込書兼告知書」により、ご加入を承諾した場合、ローン実行日（ただし、すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合には加入承諾日）から保険契約上の責任を負います。

4. 保険の終了について

- ①ローン契約が終了したとき
- ②所定の年齢に達したとき：80歳6カ月
- ③死亡または高度障害状態になったときもしくは介護保険金の支払事由に該当したとき
- ④その他、被保険者資格を喪失したとき

5. 保険金の請求方法について

被保険者が死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金の支払事由に該当したときは、直ちに株式会社UI銀行へご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合、もしくは株式会社UI銀行へのご返済が遅延している場合には、一部利息等の支払いがされないことがあります。

請求書類はつぎのとおりです。

必要書類
死亡されたとき 1.所定の請求書（株式会社UI銀行が作成し保険会社に提出します。） 2.所定の医師の死亡診断書または死体検案書 3.被保険者の死亡事実の記載のある住民票
高度障害状態になられたとき 1.所定の請求書（株式会社UI銀行が作成し保険会社に提出します。） 2.所定の医師の診断書 3.被保険者の住民票
要介護状態になられたとき 1.所定の請求書（株式会社UI銀行が作成し保険会社に提出します。） 2.所定の医師の診断書 3.被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 4.被保険者の住民票

(注)上記の書類以外の書類の提出を求める場合があります。

〈保険金の支払いに関する手続き等の留意事項〉

- 受取人である株式会社UI銀行（ご契約者）からのご請求に応じて保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに株式会社UI銀行にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、注意喚起情報等に記載しておりますので、ご確認ください。
- ※公的介護保険制度が改正された場合には、保険料その他この保険の内容を変更することがあります。
- ※引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などを削減することがあります。なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により契約者保護の措置が図られることがありますが、支払われる保険金額などが削減されることがあります。